

税務と経営

〒532-0011 大阪府淀川区西中島4丁目6番16号
新大阪NKビル601号

TEL (06) 6885-3990
FAX (06) 6885-3991
URL <http://www.ep-support.co.jp/>
E-mail support@ep-support.co.jp

発行所 有限会社 エンタープライズ サポート

ヒント

販売技術

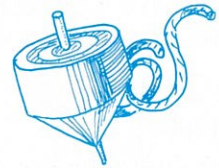
小売業界の完売王、河瀬和幸氏の本「だから売れちゃう」(こう書房)の中の氏の秘法を二三。来店時、「いらっしゃいませ」では一方通行になるので、ディズニーランド風に「おはようございます」「こんにちは」と挨拶をすれば挨拶が返ってくる。商品がきれいに整然と並べてあると、取りにくいし、一つも売れてない印象を与えるので、チョイ崩し陳列が有効。大きな店で売場を尋ねられたら店内案内図を広げて、お客様と横並びで一緒に人差し指で追う。「あった」とお客様が先に見つけて笑顔が弾ける。戸惑う姿は禁物。トイレの横という最悪の場所で、トイレのお客様に聞こえるように口上を述べ、パンを完売したことも。

ヒント

税務 ミニガイド

ゴルフ場を利用する場合、ゴルフ場の所在する都道府県税としてのゴルフ場利用税が課税されます。ゴルフ練習場の利用は、課税対象ではありません。

標準税率は1日当たり800円で、上限は1,200円です。税収の7割はゴルフ場の所在する市区町村に交付されることとされています。



石鎚山の日の出(愛媛)

松浦和夫/オアシス

給与所得者の還付申告

□還付申告

今年も確定申告の季節がやってきました。給与所得者については、通常は、年末調整によって課税関係が完結するので、給与所得以外の所得がある場合や給与の収入金額が2,000万円を超えるため年末調整の対象とならない場合などを除いて確定申告をする必要はありません。

しかしながら、一定の場合には確定申告（還付申告）をすれば、所得税の還付を受けることができます。

ここでは、どのような場合に還付申告ができるかをみていくことにしましょう。

□医療費控除の適用を受ける場合

本人または同一生計親族の医療費を支払い、その医療費の額（保険金などで補てんされる金額は差し引きます）が10万円（その年の総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等の5%の金額）を超える場合が医療費控除の対象となります。

□雑損控除の適用を受ける場合

災害、盗難、横領によって、生活に通常必要な住宅、家具、衣類などの資産について一定の損害を受けた場合等が雑損控除の対象となります。

□寄附金控除の適用を受ける場合

国や地方公共団体、特定公益増進法人、認定NPO法人、公益社団・財団法人などに対して特定寄附金を支出した場合が、寄附金控除の対象となります。

なお、政治活動に関する寄附金、認定NPO法人等、公益社団・財団法人等に対する寄附金のうち一定のものについては、所得控除に代えて、寄附金税額控除の選択が可能です。

□特定支出控除の適用を受ける場合

特定支出をした場合に、その金額がその年の給与所得控除額の2分の1（給与等の収入金額が1,500万円を超える場合には125万円）を超えるときは、特定支出控除の対象となります。



○アホウドリは、大型鳥のくせに、簡単に人間に捕獲されるので、この名がついた。江戸時代、船が難破して孤島に流れ着いた漁師たちはこの鳥を捕まえて食料とした。ジョン万次郎も随分食べたという。明治以降になると、アホウドリの羽毛は布団や枕に使われ、アメリカ向けに大量輸出され、アホウドリは激減し、絶滅寸前だったが、今は保護されている。



なお、特定支出とは、①通勤費、②転居費、③研修費、④資格取得費、⑤帰宅旅費、⑥勤務必要経費、のうち一定のものをいいます。

□住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合

住宅ローン等を利用して、居住用不動産の取得等をした場合で、一定の要件を満たすときは、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の対象となります。

（特定増改築等）住宅借入金等特別控除は、2年目以降は年末調整の際に適用を受けることができます。

なお、住宅ローンがなくても、認定長期優良住宅の取得等をした場合で、一定の要件を満たすときは、認定（長期優良）住宅新築等特別税額控除の対象となります。

□年の途中で退職した場合

年の途中で退職し、年末調整の適用を受けていない場合、確定申告をすれば、一般的には、所得税の還付を受けられることになります。

□還付申告の時期

確定申告書を提出する義務のない人の還付申告については、確定申告期間とは関係なく、その年の翌年1月1日から5年間、行うことができます。

居住者・非居住者 ・非永住者の判断

居住者と非居住者の判断だけでなく、非永住者としての判断が迫られるケースが生じるようになりました。今回、これらを整理してみます。

□居住者・非居住者・非永住者

①居住者とは、国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいいます。

②非居住者とは、居住者以外の個人をいいます。

③非永住者とは、居住者のうち、日本国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である個人をいいます。

□住所と居所

住所とは個人の生活の本拠をいい、生活の本拠であるかどうかは客観的事実によって判断することとされています。一方、居所とは、生活

の本拠ではないが、多少の期間継続して実際に居住する場所をいいます。

□居住者と非居住者の区分の判定要素

これまでの裁判例などによれば次の①～④の四つの要素を総合的に勘案して判断することとなります。①住居がどこに所在するか、②どこで職業に就いているか、③生計を一にする配偶者等の親族の居所がどこにあるか、④資産がどこに所在するか。

□各区分の課税所得の範囲

①の居住者で永住者の方の場合すべての所得（全世界所得）に対して課税されます。

②の非居住者の方の場合には、国内源泉所得についてのみ課税されます。

③の非永住者の方の場合には、国内源泉所得及び国外源泉所得で国内において支払われ又は国外から送金されたものに対して課税されます。

最近では国際化の進展に伴って日本人であっても非居住者、非永住者とみなされ課税関係が判断される事案も出てきています。慎重な判断が求められる時代となりました。

ナマの税務相談室

Q 今日お尋ねしたいのは被相続人の債務のことです。郷里の父が昨年6月、税務調査立会中于心筋梗塞で急死いたしました。

昨年は悪夢の年で、父の税務調査の後始末や相続申告に係る遺産整理に追われましたが、年が明けて大分見通しがついたので、相続人を代表して疑問点をピックアップして参りました。

A 本当に大変だったですね。でも、闇から光が見えだしたことは良かったですね。

Q その中で一点だけ困った問題があります。先日、生前に父に200万円貸していたと称して遠縁の人から返済の催促がありました。その人のいうには手形決済資金に係る借入だそうで、私も古い資料を探したのですが、緊急のことなので消費貸借契約書もないし領収書も見つかりません。

生前父からも聞いていませんし、今になって請求されても困ってしまいます。

悪夢の後に光明が 誠実な努力で

A もう一つ闇があったのですね。今のお話はご厚意の借金かも知れません。申告期限にまだ時間があります。当方は勿論、

相手方にもお父様に貸し出した事実を裏付ける資料など開陳していただくなど確認し、円満に解決して下さい。解決した時はご相談下さい。ただ、今回の申告で債務控除ができるのは相続開始時点で確実に認められるものに限られますのでご注意下さい。

Q 最後に父の準確定申告を行いました、それに係る所得税と地方税、並びに、税務調査で追徴を受けた所得税の平成22年から平成24年分の修正申告に係る所得税や地方税についても債務控除は大丈夫ですね。

A お父様の生前の所得に関する諸税は基本的に債務控除できますが、修正申告の段階で相続人の過怠で生じた付帯税は控除の対象にはなりませんからご注意下さい。

ナマの税務相談室

後からの法律が優先する

—後法優先の原則—

1 1949年、司法省の監督を排除し、裁判官、検察官、弁護士の資格試験を一元化し、「弁護士は、当然、弁理士及び税務代理士の事務を行うことができる」との条項も加えた新弁護士法が議員立法として衆議院に上程されました。内閣は政府法案として上程することを拒み、参議院で税務業務等の当然規定その他の削除や修正がなされましたが、衆議院では時間的制約から参議院の変更項目を無視した再議決により、新弁護士法を成立させました。

他 方、1951年、税務代理士法を廃止して、税理士法が立法されました。税理士法52条は、税理士でない者は税理士業務を行ってはならない、

との規定を置き、51条で、弁護士については、所属弁護士会を経て国税局長に税理士業務を行うことを通知すれば、税理士業務を行うことができる、との規定を置きました。

弁 護士法の当然規定と税理士法の業務制限規定とは、明らかに矛盾しています。

滞 納相続税の連帯納付義務の処理に関する納税者と大阪国税局との係争ではない交渉において、税理士法51条に基づく税理士業務開始通知書と30条に基づく税務代理権限証書の提出をしていないことを理由に、交渉の場への弁護士の同席を拒絶して訴訟になった事件がありました。

地 裁では、弁護士は、弁護士の固有の権限として、

受任した法律事務に付随するものである限りでは51条通知をしなかったとしても税理士の事務を行うことができる、と判決し、弁護士勝訴にしました。

高 裁では、税理士法は、現行弁護士法大改正の2年後に、弁護士法3条2項の当然条項が存在することを前提に制定されたものであるから、税理士法51条、52条の業務制限規定が弁護士法3条2項の特別規定という関係に立っている、として弁護士を逆転敗訴にしました。

既 にある法律規定を前提に、別な法律で矛盾する規定を置くことになるときは、先に存在する規定を修正する立法趣旨があると解されます。これを後法優先の原則と言います。これを確認したような高裁判決でした。この後法優先原則の判決は最高裁不受理決定で確定しています。



よく聞け、金を残して死ぬ者は下だ。仕事を残して死ぬ者は中だ。人を残して死ぬ者は上だ。よく覚えておけ

(政治家 後藤新平)

「初夢や金も拾わず死にもせず 漱石」
夏目漱石の印税収入はどれ位あったのでしょうか。「三四郎」「それから」などの書籍のものだけで月に三千円。すでに刊行されていた漱石全集の収入が年間一万八千円。大正時代の一万円は、今でいうと一千万円以上。漱石の遺族は印税収入だけで、月およそ五百万円近くにもなった計算です。5日小寒。20日大寒。

1月の税務メモ

(国 税)		(地方税)
○12月分源泉所得税の納付 特例適用者は7～12月の半年分	10日	○12月分個人住民税特別徴収分の納付
○11月決算法人の確定申告	20日	
○5月決算法人の中間(予定)申告	31日	○11月決算法人の確定申告
○法定調書の作成提出	〃	○5月決算法人の中間(予定)申告
○源泉徴収票の受給者への交付	〃	○給与支払報告書の提出
	〃	○償却資産(固定資産)の申告
	(地方条例による)	○個人住民税の第4期分納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。